

けいかく おも もくひょう 計画の主な目標

目標の内容	現在 (令和4年度)	目標とする数 (令和8年度末)
入所の施設から地域に戻る人の数	2人	10人
施設に入所している人を減らす	1人	8人
精神障害のある人が退院して地域に戻る数	—	22人
精神障害のある人への支援体制について話し合う場	支援体制の強化	
地域生活を支えるための中心となる場所	0か所	2か所
強度行動障害のある人への支援体制	支援体制の強化	体制整備
福祉施設から、会社で働くようになる人の数	168人	215人
福祉サービスを使って、会社で働くようになる人の数	37人	39人
就労移行支援を使った人の中で、会社で働くことになった人の割合が5割以上の事業所の割合	5割	5割以上
働くための訓練や相談を使う人の数	87人	123人
1年後も7割以上の人が同じ会社で働き続けている事業所の数	—	4か所
重い障害のある児童を支援できる事業所の数	児童発達支援 0か所 放課後等デイサービス 1か所	児童発達支援 1か所以上
医療的ケアが必要な児童のことを考える場	支援体制の強化 医療的ケア児コーディネーターの配置	
相談できる体制づくり	相談体制の充実	
障害福祉サービスの質を良くするための体制をつくる	指導体制の強化	

としまくしょうがいしゃけいかく 豊島区障害者計画・

だい 7 き しょうがいふくしけいかく 第7期 障害福祉計画・

だい 3 き しょうがいじふくしけいかく 第3期 障害児福祉計画

れいわ ねんど～れいわ ねんど (2024 ねんど～2026 ねんど)
令和6年度～令和8年度 (2024年度～2026年度)



この計画の考え方 (大切にすること)

ひとりひとりがお互いのことを大切にし、
住み慣れた地域で助け合い、
いきいきと暮らすことができるまちづくりを進めます。

しょうがいしゃけいかく 障害者計画

障害のあるかたを手助けするために
行う取組みについて決めたもの。

しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画

サービスや支援の体制整備をどれくらい
行っていくか明らかにしたもの。

しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画

障害のあるお子さんに提供するサー
ビスや支援の体制整備をどれくらい
行っていくか明らかにしたもの。

けいかく きかん 計画の期間

この計画は令和6年度(2024年度)
から令和8年度(2026年度)まで
の3年間に取組むことが書かれてい
ます。

この冊子にはユニボイス(音声コード)が
ついています。

としまくしょうがいしゃけいかく だい 7 き しょうがいふくしけいかく だい 3 き しょうがいじふくしけいかく
豊島区障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

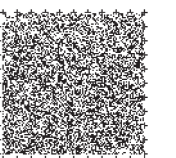
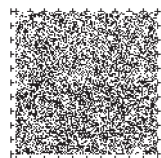
< わかりやすい版 >

れいわ ねん がつ ねん がつ
令和6年3月(2024年3月)

はつこう としまく へんしゅう ほけんふくし しょうがいふくし かが
発行：豊島区 編集：保健福祉部 障害福祉課

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1

TEL 03-3981-1766 FAX 03-3981-4303



1

地域の支え合いと福祉コミュニティの形成

- 障害のあるかたもないかたも、それぞれがお互いのことを大切にする社会にするために、障害のことを正しくわかってもらうための取組みを行います。
- 地域での支え合いを強化していく取組みを行います。
- 障害のあるかたの生活を地域全体で支えられるよう、地域の事業所が力を合わせて支援できる体制づくりをすすめていきます。
- 皆さんが困っていないか見守り、助ける仕組みを広げていきます。



2

包括的な支援体制の構築

- 障害のある皆さんが、安心して暮らしていけるように、話を聞いて一緒に考えていける相談先を充実していきます。
- 相談先の職員が、お互いに連絡を取り合って、課題解決に取り組んでいきます。
- 精神に障害のあるかたの支援体制について話し合うとともに、家族のかたの支援体制もととの整えていきます。
- 発達障害のあるかたを含めて、さまざまな相談に対応できるように取り組んでいきます。
- 病気の予防や、健康づくりの取組みについても強化していきます。

3

障害児支援の充実

- 子どもの成長によって支援が途切れないように一人ひとりの発達に応じた支援を行います。
- 子どもに関するさまざまな相談の支援体制の充実や子どもの福祉と権利を守るための取組みを推進していきます。
- 医療的ケアが必要な子どもへの支援体制を強化していきます。



4

地域生活支援の充実

- いつでも気軽に相談ができるように相談先を充実していきます。
- 障害の特性に応じたきめ細やかな支援をしていきます。

5

就労支援の充実

- 障害のあるかたが会社などで働きやすくなるように支援します。
- 会社などへ、障害のあるかたが長く働くためにどうしたらよいのかを伝えます。
- 仕事を長く続けるための支援をします。

6

権利擁護の推進

- 差別や虐待がないようにするために、障害についてわかってもらうための周知をしていきます。
- 自分で決めることが難しい人を助けるための制度を広げていきます。
- 虐待を受ける人を素早く支援できるようにするための取組みを進めていきます。

7

保健福祉人材の育成とサービスの質の確保 および向上

- 福祉の仕事をする人たちや事業所の得意分野を伸ばし、サービスの質を上げていきます。
- 福祉サービスの内容がより良くなるように、内容の点検をします。
- 福祉サービスを提供する人や区の職員が、障害のことやサービスのことをよく知って働けるようにしていきます。

8

災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備

- 皆さんが安全に暮らせるよう、地震や台風などの災害が起こったときの支援を整備していきます。
- 地震や台風などの災害が起きたときの受入れ体制を整えていきます。
- 新型コロナウイルスなどの感染症が発生した時にも必要なサービスを受けられるように体制を整えていきます。



9

福祉のまちづくりの推進

- 障害によって話すことや書くことが難しいかたのために、さまざまなコミュニケーション方法が使えるように整備していきます。
- 障害のあるかたも情報を集めやすくするための取組みを進めていきます。



10

文化活動を通じたインクルーシブな社会の推進

- 障害のあるかたが、文化・芸術にふれあう機会や活動を発表する場をつくっていきます。
- 作品展やイベントなどを開いて、障害のあるかたが参加できる機会をつくっていきます。

この計画が3年間で取組むこと

